

御杖村まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置要綱の一部を改正する告示

御杖村まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会設置要綱(令和3年御杖村告示第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項を次のように改める。

- 1 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の代表
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 公募による村民
 - (5) その他村長が必要と認める者
- 2 委員の定数は、10名以内とする。ただし、村長が定数を超えて委嘱することが必要と認めた場合は、この限りでない。

第4条中「令和7年3月31日」を「村長が定める日」に改める。

第5条第1項中「これを」を削り、同条第2項中「総括する。」を「総括し、委員会を代表する。」に改める。

第6条第1項本文中「必要に応じて」を削り、同項ただし書中「最初に行われる会議に限り」を「委嘱の後最初に行われる会議は、」に改め、同条第2項中「会議は」の次に「、」を、「委員の過半数が出席しなければ」の次に「、」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「委員長は、」を「委員会は、」に改め、同項を同条第3項とする。

第7条中「会議」を「委員会」に、「総務課」を「政策推進課」に改める。

第8条中「について」を削る。

第9条中「委員会に諮って」を「別に」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。